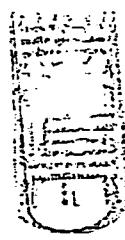


副 本

乙第45号証



工 工 第 1 3 4 号

昭和60年11月9日

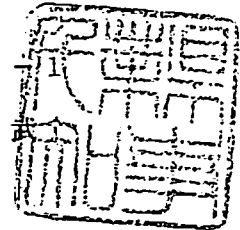
建設大臣 木部 佳昭 様

申請者

住所 千葉県千葉市市場町1-1

氏名 千葉県知事 沼田 武

(工業用水)



八ッ場ダム使用権設定申請について

特定多目的ダム法第15条の規定によりダム使用権の設定の申請を
します。

1. ダム使用権の設定を受けようとする目的

目的 工業用水道

2. 多目的ダムの位置及び名称

(1) 位置 利根川水系吾妻川

右岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山

左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字八ッ場

(2) 名称 ハッ場ダム

3. ダム使用権により貯留を確保しようとする流水の最高及び最低の水位並びに量

(1) 最高水位

毎年7月1日から10月5日まで

標高 555.2メートル

それ以外の期間

標高 583.0メートル

(2) 最低水位

標高 536.3メートル

(3) 量 有効貯留量 90,000,000立方メートル

毎年7月1日から10月5日まで

25,000,000立方メートルのうち最大405,000

立方メートル

それ以外の期間

90,000,000立方メートルのうち最大1,050,000

立方メートル

添付書類及び図面目録

- 1 流水の占用の計画を示す書類
- 2 工程表
- 3 工事費概算書
- 4 身替り建設費及び妥当投資額の計算書
- 5 流水を当該特定用途に供することについて、及び流水を当該特定用途に供することによって営もうとする事業について必要な行政庁（建設大臣を除く。）の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であることを示す書類。
- 6 計画一覧図
- 7 水路平面図
- 8 水路縦断面図
- 9 水路定規図
- 10 主要構造図
- 11 その他参考となるべき書類及び図面

1 流水の占用の計画を示す書類

(1) 工業用水道の名称

千葉地区工業用水道

(2) 取水河川名

利根川水系長門川、北印旛沼及び西印旛沼

(3) 取水口の位置

千葉県佐倉市臼井田干拓58番の2

(4) 給水区域

千葉市、市原市、君津郡袖ヶ浦町地先の埋立地

(5) 給水工場の名称、種類及び敷地面積

旭硝子(株) 他26社 (別紙参照)

(6) 貯水池の利用方法の基準並びに占有する水量及び給水量

イ、貯水池の利用方法の基準

工業用水道のための貯留量は、洪水期においては、標高

555.2メートルから標高536.3メートルまでの容

量25,000,000立方メートルのうち

最大405,000立方メートルとし、それ以外の期間

においては標高583.0メートルから標高536.3メ

ートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち

最大1,050,000立方メートルとする。

ロ、占用する水量

最大及び常時	日量	19,872立方メートル
	毎秒	0.23立方メートル

ハ、給水量

最大及び常時	日量	18,429立方メートル
	毎秒	0.21立方メートル

(7) 貯水池の水位

貯水池へ流入する流水の量及び占用する水量の一覧表
別表のとおり

另記系氏 (給水工場の名称、種類及び敷地面積)

会社名	権利水量 (m ³ /日)	種類	敷地面積 (千m ²)
1 旭硝子 (株)	20,000	化学工業	549.0
2 住友化学工業 (株)	37,930	化学工業	440.0
3 千葉塩素化学 (株)	2,000	化学工業	104.0
4 (株) 千葉ケンセンター	1,000	化学工業	19.0
5 日曹油化学工業 (株)	3,000	化学工業	50.0
6 日本合成ゴム (株)	10,000	ゴム製品	221.6
7 日立化成工業 (株)	4,640	化学工業	1030.5
8 五井化成 (株)	360	化学工業	5.2
9 富士石油 (株)	5,140	石油石炭製品	1416.0
10 コス石油 (株)	13,370	石油石炭製品	1168.7
11 丸善石油化学 (株)	1,060	化学工業	515.0
12 電気化学工業 (株)	1,020	化学工業	549.0
13 日曹化成 (株)	1,020	化学工業	173.0
14 日本磷酸 (株)	1,020	化学工業	148.0
15 東洋製油 (株)	8,000	食料品	107.7
16 日本製粉 (株)	500	食料品	29.0
17 千葉市保有水	800	清掃工場	9.9
18 ミット製油 (株)	1,800	食料品	20.0
19 参松工業 (株)	2,000	食料品	68.0
20 東日本製糖 (株)	3,500	食料品	69.0
21 日新製糖 (株)	1,500	食料品	89.0
22 日清製粉 (株)	540	食料品	46.4
23 千葉鋼線 (株)	2,300	鉄鋼業	92.4
24 (株) 大洋ミヨ千葉製油所	1,700	食料品	25.8
25 港産業 (株)	200	金属製品	1.6
26 リンテック酵母工業 (株)	100	食料品	9.8
27 千葉製粉 (株)	500	食料品	33.0
計	125,000		6,990.6

3 (1) 工事費概算書 (工業用水道)

工 種	細 目	事 業 費				備 考
		単位	数量	単 価	金 額	
共同施設費		式	1	—	1,251,784,006	
特定共同施設費		式	1	—	3,417,565,733	
貯水施設費	水源費	式	1	—	30,263,000	
取水施設費		式	1	—	428,862,116	
浄水施設費		式	1	—	175,233,148	
送水施設費		式	1	—	689,914,924	
配水施設費		式	1	—	307,176,187	
土地取得費	用地取得	式	1	—	397,402,379	
調査費	測量試験	式	1	—	18,875,042	
付帯雑費		式	1	—	195,858,469	
合 計					6,912,935,004	
その他	計				319,147,990	
	建設利息	式	1	—	198,719,815	
	他会計 借入金返還金	式	1	—	80,000,000	
	企業債償還金	式	1	—	40,428,175	
総 計					7,232,082,994	

3(2) 工事費概算 内訳書

(単位：円)

工 種	総 額	年 度 別								備 考	
		4 2年度	4 3年度	4 4年度	4 5年度	4 6年度	4 7年度	4 8年度	4 9年度		5 0年度
共同施設費	1,251,784,006	27,697,575	648,205,472	575,880,959							
特定共同施設費	3,417,565,733	68,805,759	606,580,691	1,064,512,385	1,252,424,770	305,390,498	119,422,416	429,214			
貯水施設費	30,263,000		19,984,000	5,377,000	4,902,000						
取水施設費	428,862,116			16,461,116	188,622,000	170,779,000	41,500,000	11,500,000			
浄水施設費	175,233,148			32,151,000	82,402,000	51,336,512	9,343,636				
送水施設費	689,914,924		13,040,226	545,462,021	59,951,677	40,461,000	31,000,000				
配水施設費	307,176,187	81,754,229	158,422,520	49,436,350	982,088	16,581,000					
土地取得費	397,402,379		49,340,084	126,803,350	166,784,137	645,976	1,670,270	160,954	51,997,600		
調査費	18,875,042	2,367,800	12,896,251	3,328,579	282,412						
付帯雑費	195,858,469	7,087,817	32,972,175	73,997,961	78,618,656	3,155,460	27,000				
合 計	6,912,935,004	187,713,180	1,541,441,419	2,493,410,729	1,834,969,140	588,349,446	202,963,322	12,090,168	51,997,600		
その他	319,147,990	1,188,000	17,745,554	85,441,962	213,522,339		1,250,135				
総 計	7,232,082,994	188,901,180	1,559,186,973	2,578,852,691	2,048,491,479	588,349,446	204,213,457	12,090,168	51,997,600		

4 身替り建設費及び妥当投資額の計算書

(1) 身替り建設費

必要容量

毎年7月1日から10月5日まで 405,000 立方メートル

それ以外の期間 1,050,000 立方メートル

代替施設費 3,135,000,000 円

(2) 妥当投資額

代替施設費をもって妥当投資額とする

- 5 流水を当該特定用途に供することについて、及び流水を当該特定用途に供することによって営もうとする事業について必要な行政庁（建設大臣を除く。）の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であることを示す書類。

別紙のとおり

- 6 計画一覧図 別添のとおり

- 7 水路平面図 ”

- 8 水路縦断面図 ”

- 9 水路定規図 ”

- 10 主要構造図 ”

- 11 その他参考となるべき書類及び図面

別添のとおり